

函館市、一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構および
国立研究開発法人海洋研究開発機構との包括連携協定書

函館市（以下「甲」という。）、一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構（以下「乙」という。）および国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「丙」という。）は、包括的な連携のもと、函館国際水産・海洋都市構想の実現に向け、水産・海洋分野からの地域振興ならびに海洋科学技術分野における研究開発の促進に関する協力関係を深め、それぞれの発展と充実に寄与することを目的として、この協定を締結する。

- 1 甲、乙および丙は、次の事項について連携・協力するものとする。
 - (1) 研究交流および人材交流に関すること
 - (2) 海に関する市民の関心の向上や学習機会の創出に関すること
 - (3) 研究施設・設備の相互利用に関すること
 - (4) その他、甲、乙および丙の協議により定める事項
- 2 この協定は、甲、乙および丙が署名した日に発効し、平成33年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了までに、協議のうえ、甲、乙および丙の合意が得られた場合は、さらに期間満了日の翌日から3年間更新するものとし、以後も同様とする。
- 3 甲、乙および丙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、この協定の有効期間および有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 4 この協定に関わる連携・協力の実施に当たり、具体的事項およびその他必要な事項については、協議して別に定めるものとする。
- 5 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合および協定書に定めのない事項については、誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月21日

甲 函館市長 工藤 壽樹

乙 一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構
代表理事 石尾 清広

丙 国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 平 朝彦